

令和7年度インターネットモニタリング事業委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類、提出部数

企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

持参の場合は、下記4の担当者に直接手渡してください。

担当が不在の場合は、人権・男女共同参画課職員に直接手渡してください。

3 提出期限

令和7年3月17日（月） 午後5時 必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 TEL 088-823-9805

担当 山本、森光

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。（直接持参いただいた場合を除く。）

6 企画提案書の内容

（1）様式

A4の用紙を使用して編纂してください。記載方法は自由です。

表紙及び経費見積書を含めて30ページ以内にまとめてください。

（2）表紙

企画書提案事業所名、代表者名、所在地、担当者名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。 ※押印は不要です。

（3）必須記載事項

①業務体制・実績

ア 業務責任者と当該業務に従事する者の役割や、再委託先が存在する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由・必要性等を記載するなど、明確な役割分担を記載してください。

また、業務の実施場所や必要な機材等が確保され、セキュリティ管理体制も整っているかを記載してください。

イ 過去2年間のインターネットモニタリング又は類似業務に関する国や自治体等との契約実績の状況があれば、委託業務名とその内容、契約金額、契約相手方（自治体名）、契約期間を記載してください。

参考資料等の添付を希望される場合は、企画提案書の上限ページ数を超えない限りにおいて、添付を認めます。

②経費見積

提案内容に基づき委託業務を受注した場合の参考見積額を記載してください。

当該事業実施に関する経費は全て委託契約費の中に含めることとし、経費見積額は4,070千円までとしてください（消費税額及び地方消費税額を含む。）。

③業務遂行力

「令和7年度インターネットモニタリング事業委託業務公募型プロポーザル審査基準」における審査の視点3～7に基づいて具体的に提案内容を記載してください。

④報告書等の作成

検索結果や削除要請等について、適切に定期報告書等を作成できる体制が整っているかについて、具体的に記載してください。

検索結果や削除要請等に関する「定期の検索及び監視の報告書（月次）」の様式見本を提出してください。

本資料についても、企画提案者の上限ページ数に含めます。

8 企画提案にあたっての留意事項

（1）企画提案書は1者1提案までとします。

（2）企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

（3）提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

①虚偽の内容が記載されているもの

②企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

（4）個人情報の保護については、高知県個人情報保護条例に規定する内容を遵守してください。

（5）企画提案内容は法令を遵守した内容としてください。

（6）企画提案内容を実施するにあたり、他の者（企業・人）等と関わりのある事業等で、基準や規定等のクリアすべき内容や実施条件がある場合は明確にしてください。

令和7年度インターネットモニタリング事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度インターネットモニタリング事業委託業務

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

SNSなどのインターネット上における本県を対象とした部落差別、性的少数者差別、在日外国人差別、障害者差別に関する投稿について、早期発見及び迅速な削除要請を行うために、目視による検索のみならず検索システムを活用したインターネットモニタリング事業を実施することにより、インターネット上の人権侵害を防止・抑制すること。

4 業務の概要

(1) 検索システムを活用したキーワード検索・ページ遷移

キーワード検索及びページ遷移にて目視とシステムを組み合わせ、インターネット全般に対して、検索を実施する。

※キーワードは本県を対象とした部落差別、性的少数者差別、在日外国人差別、障害者差別に関する用語、市町村名等

※検索の実施は、土日祝日、年末年始（12/28～1/3）を除く。

(2) 差別的投稿のリスト化

抽出された差別的投稿を月ごとにリスト化して県に提出すること。

(3) 差別的投稿の削除要請

リスト化された差別的投稿のうち、県が指定したものについて、サイト管理者・運営者等に対して迅速に削除要請を行い、併せて定期的に履行状況を確認する。

(4) 差別的投稿の削除に向けた助言

差別的投稿の削除に向けた対処方法について、事例に基づき助言すること。

(5) 定点監視

問題のあるウェブサイト・SNSアカウント等が発見された後、新たな問題が発生していないか当該ウェブサイト・SNSアカウント等の定点監視を行う。

(6) 報告書等の提出

報告書等の提出は、電子メールによる電子データの提出又は印刷物の郵送のいずれかとする。

①差別的投稿のリスト

差別的投稿を発見した日時、投稿された日時・内容・URL、SNSの場合は種類（YouTube、X等）とアカウント名・ID

※提出期限及び提出の頻度は、県と受託者で協議のうえ、別途定める。

②定期の検索及び監視の報告書（月次）

差別的投稿のリスト、削除要請の内容と件数、削除要請の履行状況確認の結果

※翌月10日までに提出すること。

※令和8年3月分については、令和8年3月31日までに提出すること。

③緊急事案への対応報告書（随時）

緊急事案が発生しない場合には提出不要とする。

※提出期限は、緊急事案ごとに県と受託者で協議のうえ、別途定める。

（7）緊急時の対応

緊急の事案が発生した場合は、県からの個別調査の要請や相談に対応し、適時インターネット上の投稿や反響について調査すること。

※緊急の事案の例

個人が特定されるなどの重大な人権侵害を引き起こす可能性が高い投稿で、インターネット上での差別的投稿の拡散の度合いが急速なもの等

（8）その他

ア 上記（1）から（7）の事業を実施するうえで必要な業務推進体制を構築し、業務責任者を置くこと。

イ 上記（1）から（7）の事業を実施するうえで必要な関係機関との連絡・調整等を行うこと。

ウ 上記（1）から（7）の事業を実施するうえで業務に関する県と打ち合わせを行い、県から作成指示があった場合には、打ち合わせ記録を提出すること。

5 成果品の納入

（1）成果品：実績報告書（年次）

履行期間中に提出した「定期の検索及び監視の報告書（月次）」、「緊急事案への対応報告書（随時）」及び、当該履行期間中に実施した削除要請の件数、履行状況確認の結果をまとめたもの

（2）成果品の納入場所

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課（高知市丸ノ内1-2-20）

（3）提出方法

CD-R等の記録媒体に保管された電子データ（1部）

6 留意事項

業務遂行にあたっては「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

7 その他

本業務に明示なき事項又は業務上の疑義が発生した場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めるものとする。